

【記載例 4】

旧措法41の5による繰越損失額を、平成16年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除1年目) 《旧措法41の5による繰越控除1年目》

- 1 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 2 「旧措法41の5による繰越損失額」 15,450,000円

《第一表》

(単位は円)		種類	青色	分離	修正	特異の表示	特異	番号	索引番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
収入金額等	事業等	⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	農業	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	不動産	⑨																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	利子	⑩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	配当	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	給与	⑫							8000000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	公的年金等	⑬																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	その他	⑭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	総合譲渡	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	一時	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得金額	事業等	⑰																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	農業	⑱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	不動産	⑲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	利子	⑳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	配当	㉑																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	給与	㉒							6000000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	雑	㉓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	総合譲渡・一時	㉔																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	合計	㉕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	医療費控除	㉗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会保険料控除	㉘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	小規模企業共済等掛金控除	㉙																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	生命保険料控除	㉚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	損害保険料控除	㉛																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	寄付金控除	㉜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	①～⑨	㉝							0000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	⑩～⑱	㉞							0000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	配偶者控除	㉟							0000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
配偶者特別控除	㊱							0000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
扶養控除	㊲							0000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
基礎控除	㊳							380000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	㊴							380000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課税される所得金額 (①-⑯)又は第三表上の⑳に対する税額又は第三表の㉑</td> <td style="width: 15%;">⑳</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>配当控除</td> <td>㉒</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>㉓</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等特別控除</td> <td>㉔</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>200000</td> </tr> <tr> <td>政党等寄付金特別控除</td> <td>㉕</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕)</td> <td>㉖</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td> </tr> <tr> <td>災害減免額、外国税額控除</td> <td>㉗</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>再差引所得税額 (㉖-㉗)</td> <td>㉘</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td> </tr> <tr> <td>定率減税額</td> <td>㉙</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収税額</td> <td>㉚</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>254100</td> </tr> <tr> <td>申告納税額 (㉘-㉙-㉚)</td> <td>㉛</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>254100</td> </tr> <tr> <td>予定納税額 (第1期分・第2期分)</td> <td>㉜</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>第3期分納める税金の税額 (㉛-㉜)</td> <td>㉝</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>00</td> </tr> <tr> <td>還付される税金</td> <td>㉞</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>254100</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>㉟</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>専従者給与(控除)額の合計額</td> <td>㊱</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>青色申告特別控除額</td> <td>㊲</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額</td> <td>㊳</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>未納付の源泉徴収税額</td> <td>㊴</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>本年分で差し引く繰越損失額</td> <td>㊵</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>平均課税対象金額</td> <td>㊶</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>変動・臨時所得金額</td> <td>㊷</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>延滞納の出</td> <td>㊸</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>00</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付する金額</td> <td>㊹</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>00</td> </tr> <tr> <td>延滞納届出額</td> <td>㊺</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0000</td> </tr> <tr> <td>この申告書が修正申告書である場合</td> <td>㊻</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>00</td> </tr> <tr> <td>申告納税額の増加額</td> <td>㊼</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>00</td> </tr> <tr> <td>第3期分の税額の増加額</td> <td>㊽</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>00</td> </tr> <tr> <td>選受付される税金の場所</td> <td colspan="9"> 銀行 () 金庫・組合 () 農協・漁協 () 本店 () 支店 () 郵便局 () 預金種類 () 普通 () 当座 () 納税準備貯蓄 () </td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="9">1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> <tr> <td>記号番号</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td colspan="9">A B C D E F G H I J K</td> </tr> <tr> <td>異動</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>										課税される所得金額 (①-⑯)又は第三表上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	⑳									配当控除	㉒									区分	㉓									住宅借入金等特別控除	㉔								200000	政党等寄付金特別控除	㉕									差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖								0	災害減免額、外国税額控除	㉗									再差引所得税額 (㉖-㉗)	㉘								0	定率減税額	㉙								0	源泉徴収税額	㉚								254100	申告納税額 (㉘-㉙-㉚)	㉛								254100	予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉜									第3期分納める税金の税額 (㉛-㉜)	㉝								00	還付される税金	㉞								254100	配偶者の合計所得金額	㉟									専従者給与(控除)額の合計額	㊱									青色申告特別控除額	㊲									雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㊳									未納付の源泉徴収税額	㊴									本年分で差し引く繰越損失額	㊵									平均課税対象金額	㊶									変動・臨時所得金額	㊷									延滞納の出	㊸								00	申告期限までに納付する金額	㊹								00	延滞納届出額	㊺								0000	この申告書が修正申告書である場合	㊻								00	申告納税額の増加額	㊼								00	第3期分の税額の増加額	㊽								00	選受付される税金の場所	銀行 () 金庫・組合 () 農協・漁協 () 本店 () 支店 () 郵便局 () 預金種類 () 普通 () 当座 () 納税準備貯蓄 ()									口座番号	1 2 3 4 5 6 7									記号番号										区分	A B C D E F G H I J K									異動									
課税される所得金額 (①-⑯)又は第三表上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	⑳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配当控除	㉒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	㉓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
住宅借入金等特別控除	㉔								200000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
政党等寄付金特別控除	㉕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖								0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
災害減免額、外国税額控除	㉗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
再差引所得税額 (㉖-㉗)	㉘								0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
定率減税額	㉙								0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
源泉徴収税額	㉚								254100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
申告納税額 (㉘-㉙-㉚)	㉛								254100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第3期分納める税金の税額 (㉛-㉜)	㉝								00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
還付される税金	㉞								254100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
配偶者の合計所得金額	㉟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
専従者給与(控除)額の合計額	㊱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
青色申告特別控除額	㊲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㊳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
未納付の源泉徴収税額	㊴																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本年分で差し引く繰越損失額	㊵																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
平均課税対象金額	㊶																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
変動・臨時所得金額	㊷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
延滞納の出	㊸								00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
申告期限までに納付する金額	㊹								00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
延滞納届出額	㊺								0000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
この申告書が修正申告書である場合	㊻								00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
申告納税額の増加額	㊼								00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第3期分の税額の増加額	㊽								00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
選受付される税金の場所	銀行 () 金庫・組合 () 農協・漁協 () 本店 () 支店 () 郵便局 () 預金種類 () 普通 () 当座 () 納税準備貯蓄 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
口座番号	1 2 3 4 5 6 7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
記号番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
区分	A B C D E F G H I J K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
異動																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

(記載に当たっての留意事項)

- 1 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限る。)は、申告書第一表の「所得金額・合計」欄の記載は要しません。
- 2 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として「基礎控除」(38万円)を除いて記載は要しません。
ただし、損益通算の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

受付印
平成
16
年分の所得税の確定申告書 (損失申告用)

住所 (又は事務所等所在地)	××市 町1-2-3	フリガナ 氏名	コクゼイ ハナコ 国税 花子
		番号	索引番号

第四表(一)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)							⑤4	6,000,000	円
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額		
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円	⑤5		円
		総合譲渡			円	円	⑤6		
	長期	分離譲渡		円	円	円	⑤7		
		総合譲渡			円	円	⑤8		
	一時						⑤9		
C 山林			円				⑥0		
D 退職				円	円		⑥1		
E 株式等の譲渡	未公開分						⑥2		
	上場分						⑥3		
F 先物取引							⑥4		
							特例適用条文		

2 損益の通算

所得の種類	⑨ 通算前	⑩ 第1次通算後	⑪ 第2次通算後	⑫ 第3次通算後	⑬ 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑤4 6,000,000 円	⑥ 6,000,000 円	⑦ 6,000,000 円	⑧ 6,000,000 円	⑭ 6,000,000 円
B 譲渡	短期 総合譲渡	1	2	3	
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	△			
	長期 総合譲渡				
	一時				
C 山林	→ ⑥0				⑮
D 退職		→ ⑥1			
損失額又は所得金額の合計額					⑯ 6,000,000

資産	整理欄
----	-----

《第四表(二)》

平成 16 年分の所得税の確定申告書(損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す平成16年分の損失額

番号 索引番号

青色申告者の損失の金額		⑥⑥	円				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑥⑦	円				
変動所得の損失額		⑥⑧	円				
被災事業用損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補てんされる金額	③ 差引損失額 (①-②)
	山林以外	営業等・農業		・	円	円	⑥⑨
	山林	不動産		・			⑦⑦
		山林		・			⑦①
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦②	円				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦③	円				

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④ 平成15年分までに引ききれなかった損失額	⑤ 平成16年分で差し引く損失額	⑥ 平成17年分以降に繰り越して差し引かれる損失額 (④-⑤)	
A 13年	純	山林以外の所得の損失	円	円	/	
		山林所得の損失				
	損	変動所得の損失				
		13年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	失	特定居住用財産の譲渡損失				
		雑損失				
B 14年	純	山林以外の所得の損失			/	
		山林所得の損失				
	損	変動所得の損失				
		14年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	失	特定居住用財産の譲渡損失				
		雑損失				
C 15年	純	山林以外の所得の損失			/	
		山林所得の損失				
	損	変動所得の損失				
		15年が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
	失	特定居住用財産の譲渡損失	15,450,000	6,000,000		9,450,000
		雑損失				
平成16年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑦④	円		
平成16年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額			⑦⑤	円		

雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ⑦⑥ 円

5 翌年以後に繰り越される平成16年分の雑損失の金額 ⑦⑦ 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 ⑦⑧ 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ⑦⑨ 円

資産 整理欄

第四表(二) 〇第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す平成16年分の損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」67欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、旧措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄の記載は要しません。